
プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目 時価のレベルに関する説明

本資料の目的

1. これまでの審議において、時価に関するガイダンス及び開示において重要となる時価の算定における要素（インプット及び評価技法）及び時価のレベルについて、理解が容易となる説明が必要であるとの意見が聞かれていた。

こうした意見に対応して、事務局からは、第 132 回金融商品専門委員会（2018 年 8 月 24 日開催）及び第 391 回企業会計基準委員会（2018 年 8 月 27 日開催）に、時価の算定要素及び時価のレベルに関する説明の文案を提出し、同説明を「コメントの募集及び公開草案の概要」において、例えば、別紙として含めることを提案した。

2. 本資料は、第 132 回金融商品専門委員会及び第 391 回企業会計基準委員会で聞かれた意見を踏まえて修正した説明の文案の記載について検討を行うことを目的としている。

なお、第 132 回金融商品専門委員会及び第 391 回企業会計基準委員会で提示した修正前の文案は別紙を参照されたい。

ディスカッション・ポイント

「コメントの募集及び公開草案の概要」に含めることが考えられる時価のレベルに関する説明の文案について、ご質問又はご意見を頂きたい。

以 上

【時価の算定要素及び時価のレベルについて】

1. 時価は、インプットと評価技法を用いて算定する。
- (1) インプットとは、市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いる仮定であり、例えば、相場価格、金利、ボラティリティ、リスクに関する調整などがある。
- ただし、例えば、取引の数量又は頻度が著しく低下しており、その取引価格が時価を表していないと判断される場合のように、観察可能なインプットのみを使用することによっても時価を適切に算定することにはならず、観察可能なインプットの調整が必要となる場合もある。よって、インプットの観察可能性のみがインプットを選択する際に適用される唯一の判断規準ではなく、時価の算定対象である資産又は負債の時価を最も良く表すインプットを最大限利用することとしている。
- (2) 評価技法には、マーケット・アプローチ（例えば、市場倍率を用いる手法やマトリックス・プライシングなど）やインカム・アプローチ（例えば、現在価値技法やオプション価格算定モデルなど）があり、時価を算定するためのインプットとなり得る十分なデータが利用できるものを用いる。評価技法を用いるにあたっては、時価を最もよく表すための観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にする。
2. 時価のレベルは、評価技法ではなく、インプットのレベルに応じて決定される。

- (1) まず、時価の算定に用いるインプットのレベルを判定する。なお、レベル1のインプットが最も時価の算定に使用する優先順位が高く、レベル3のインプットが最も優先順位が低い。

観察可能なインプット（観察可能な市場データに基づくもの）

- ① レベル1のインプット：時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価格であり、調整されていないもの
- ② レベル2のインプット：資産又は負債の時価の算定における直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のもの

観察できないインプット

- ③ レベル3のインプット：資産又は負債の時価の算定における観察可能な市場データではないが、入手できる最良の情報に基づくインプット
- (2) 次に、時価の算定において重要な影響を与えるインプットが属するレベルに応じて、算定した時価を、レベル1の時価、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類する。

コメントの追加 [A1]: 時価のレベルはインプットのレベルに応じて決定されると示されている点について、評価技法によるものではないという点も改めて明示した方がよりわかりやすいのではないか（第132回金融商品専門委員会）
⇒ 評価技法でない点を追加した。

コメントの追加 [A2]: レベル3のインプットの説明がわかりづらく、例えば、会計基準案の「用語の定義」における表現を勘案して見直すことがよいのではないかと（第132回金融商品専門委員会）
⇒ 表現を会計基準案に合わせた。

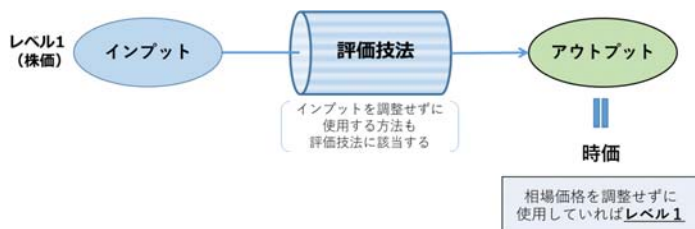
審議事項 (3)-6

評価技法に複数のレベルのインプットを用いており、そのうち、時価の算定に重要な影響を与えるインプットが複数ある場合、それらのインプットが属するレベルのうち、時価の算定における優先順位（(1)なお書き参照）が最も低いレベルに当該時価を分類する。

上述のとおり、時価のレベルの分類は、評価技法ではなく、インプットが属するレベルに基づいて行われる。次の【図表 1】は、時価のレベルの分類における評価技法とインプットの関係を示すものである。

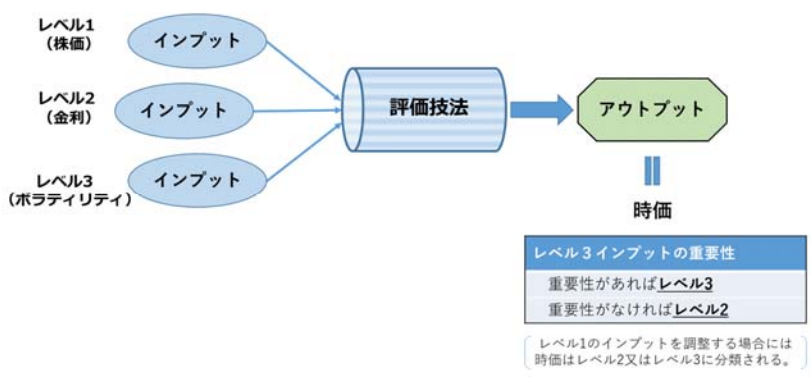
【図表 1】時価のレベルの分類における評価技法とインプットの関係

インプットがレベル1（例えば、株価）のみの場合



コメントの追加 [A3]: レベル1のインプットを調整せずにアウトプットとするケースも評価技法である旨を明示すべきである（第132回金融商品専門委員会）
⇒ 説明を追加した。

インプットが複数ある場合（例えば、株価、金利、ボラティリティが用いられている場合）



コメントの追加 [A4]: 複数のレベルのインプットがあるケースにおける時価のレベル判定に関する追加の説明が必要と考えられる（第132回金融商品専門委員会）
⇒ 説明を追加した。

- 時価のレベルは、時価の算定に用いるインプットが観察可能であるか及び経営者の見積りによる不確実性が存在するかを表すものであるため、時価の算定対象となる商品の複雑性や市場における流動性を必ずしも示すものではない。

コメントの追加 [A5]: (2)及び(3)の記載は、時価のレベル区分がインプットに焦点をあてたものであることを示しており、まとめて記載することが適切である(第391回企業会計基準委員会)
⇒ 記載を修正した。

審議事項 (3)-6

例えば、商品としては単純なものであっても時価の算定に用いるインプットによって時価のレベルが異なる場合がある。また、時価がレベル3に分類される商品であっても当該商品の市場における流動性が低いとも限らない。

第132回金融商品専門委員会及び第391回企業会計基準委員会で提示した修正前の文案

【時価の算定要素及び時価のレベルについて】

1. 時価は、評価技法とインプットを用いて算定する。
 - (1) 評価技法には、マーケット・アプローチ（例えば、市場倍率を用いる手法やマトリックス・プライシングなど）やインカム・アプローチ（例えば、現在価値技法やオプション価格算定モデルなど）があり、時価を算定するためのインプットとなり得る十分なデータが利用できるものを用いる。評価技法を用いるにあたっては、時価を最もよく表すための観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にする。

ただし、例えば、取引の数量又は頻度が著しく低下しており、その取引価格が時価を表していないと判断される場合のように、観察可能なインプットのみを使用することによっても時価を適切に算定することにはならず、観察可能なインプットの調整が必要となる場合もある。よって、インプットの観察可能性のみがインプットを選択する際に適用される唯一の判断規準ではなく、時価の算定対象である資産又は負債の時価を最も良く表すインプットを最大限利用することとしている。
 - (2) インプットとは、市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いる仮定であり、例えば、相場価格、金利、ボラティリティ、リスクに関する調整などがある。
2. 時価のレベルは、インプットのレベルに応じて決定される。
 - (1) まず、時価の算定に用いるインプットのレベルを判定する。なお、レベル1のインプットが最も時価の算定に使用する優先順位が高く、レベル3のインプットが最も優先順位が低い。

観察可能なインプット（観察可能な市場データに基づくもの）

 - ① レベル1のインプット：時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価格であり、調整されていないもの
 - ② レベル2のインプット：資産又は負債の時価の算定における直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のもの

の

観察できないインプット

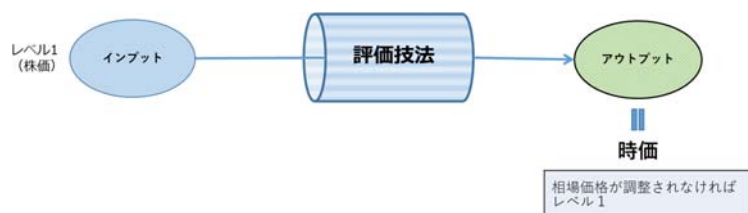
③ レベル3のインプット：資産又は負債の時価の算定における観察できないインプット

(2) 次に、時価の算定において重要な影響を与えるインプットが属するレベルに応じて、算定した時価を、レベル1の時価、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類する。評価技法に複数のレベルのインプットを用いており、そのうち、時価の算定に重要な影響を与えるインプットが複数ある場合、それらのインプットが属するレベルのうち、最も優先順位の低いレベルに当該時価を分類する。

上述のとおり、時価のレベルの分類は、評価技法ではなく、インプットが属するレベルに基づいて行われる。次の【図表1】は、時価のレベルの分類における評価技法とインプットの関係を示すものである。

【図表1】時価のレベルの分類における評価技法とインプットの関係

インプットがレベル1（例えば、株価）のみの場合



インプットが複数ある場合（例えば、株価、金利、ボラティリティが用いられている場合）

